

史跡鞠智城跡

保存管理計画書



史跡鞠智城跡全景

平成12年5月撮影

平成18年3月
熊本県教育委員会

序 文

鞠智城跡は7世紀後半の激動の東アジア情勢の中で、国家防衛のために築かれた全国でも数少ない古代山城として、平成16年2月27日、国史跡指定を受けました。このことは、山鹿市や菊池市をはじめとする関係自治体や地元の米原、堀切地区の方々の、遺跡保存に対するご理解とご協力の賜と感謝申し上げます。

今後、この貴重な文化遺産である史跡鞠智城跡を、永く後世の人々へと護り伝えていくことは、熊本県が目指す「歴史浪漫の郷づくり」において、菊池川流域の歴史文化を県民の誇りにするとともに、これらを活かした地域内外の人々との交流の促進を図っていくための確かな拠点となり、また、地域活性化にも繋がるものと考えます。

この保存管理計画は、史跡として指定された遺跡のもつ歴史的な価値を未来へと継承していくための適切な方法、手段に関する基本的な考え方をまとめたものであり、このことは「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的生活の向上に資する」とする文化財保護法の基本理念に基づくものであります。

策定にあたられました文化庁をはじめ委員の諸先生方のご指導、ご協力に厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

熊本県教育長 柿塚 純男

指導

文化庁文化財部記念物課史跡部門 主任調査官 磯村 幸男

策定委員

| | |
|-------------------|-------|
| 川村学園女子大学教授 | 河原 純之 |
| 国立歴史民俗博物館名誉教授 | 岡田 茂弘 |
| 元文化庁文化財部記念物課主任調査官 | 安原 啓示 |
| 九州大学大学院人文科学研究院教授 | 坂上 康俊 |
| 元九州造形短期大学デザイン科教授 | 小西龍三郎 |
| 熊本城復元専門員 | 今村 克彦 |
| 山鹿市米原区長 | 米岡 公信 |
| 山鹿市米原区分館長 | 本田 啓二 |
| 菊池市堀切区長 | 河津 博 |
| 山鹿市教育長 | 田中 宏 |
| 山鹿市教育委員会菊鹿分室教育課長 | 岩井 賢太 |
| 菊池市教育長 | 田中 忠彦 |
| 菊池市教育委員会文化振興課長 | 上田 直行 |

例 言

- 1 本書は、史跡鞠智城跡の保存管理計画を策定するために作成したものである。
- 2 保存管理計画策定事業は、平成 17 年度に国からの補助金を受けて実施した。
- 3 保存管理計画の策定にあたっては、文化庁文化財部記念物課の指導を受け、史跡鞠智城跡保存管理計画策定委員会を開催し協議を行った。
- 4 本計画書の編集は、熊本県立装飾古墳館分館歴史公園鞠智城・温故創生館が行った。
- 5 本計画書の運用期間は概ね 15 年とし、適切な時期に見直しを図る。

目 次

| | |
|-------------------|-------|
| 第1章 総論 | P. 1 |
| 1 保存管理計画策定の理念 | P. 1 |
| 2 保存管理計画策定の背景 | P. 1 |
| 第2章 遺跡の概要 | P. 2 |
| 1 研究の沿革 | P. 2 |
| 2 発掘・整備・保存の沿革 | P. 3 |
| 3 遺跡の利用状況 | P. 4 |
| 第3章 史跡保存管理の方針 | P. 5 |
| 1 指定区域の範囲とゾーニング | P. 5 |
| 史跡鞠智城跡保存管理計画地区区分図 | P. 6 |
| 2 管理団体の指定 | P. 8 |
| 3 地区別現状変更の方針 | P. 8 |
| 4 史跡の公有化 | P. 16 |
| 5 史跡の保存管理と防災 | P. 16 |
| 第4章 史跡の利活用と将来への展望 | P. 16 |
| 1 史跡の将来像と地域づくり | P. 16 |
| 2 史跡の復元整備 | P. 16 |
| ①遺構の復元 | P. 17 |
| ②散策路 | P. 17 |
| ③休養・便益施設 | P. 17 |
| ④サイン | P. 17 |
| 3 史跡の利活用 | P. 17 |
| 史跡鞠智城跡保存整備鳥瞰図 | P. 18 |
| 史跡の復元整備計画図 | P. 20 |
| 第5章 今後の課題 | P. 21 |
| 1 史跡の公有化 | P. 21 |
| 2 発掘調査の実施及び調査研究 | P. 21 |
| 3 農村景観の保全 | P. 21 |
| 4 史跡景観の保全 | P. 22 |
| 5 追加指定 | P. 22 |

第1章 総論

第1節 保存管理計画策定の理念

全国各地で年間何万件もの埋蔵文化財が発掘調査され、貴重な遺構・遺物の発見がたびたびマスコミを賑わす。しかし、その反面、多くの遺跡が記録保存の後、開発の波に飲み込まれ跡形もなく消え去っている。そのような中でも、遺跡を保存し、整備活用する事業も進められており、これらは文化財保護のため、あるいは観光資源の開発・活用といった事業形成の核として、また、生活環境形成に資する有効な取り組みとして理解されている。

本来、遺跡保存の目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」とする文化財保護法の基本的な理念に基づくが、地域社会やそこで暮らす人々の生活の利便性の追求や、農地の生産性の向上に伴う種々の土地の改変、開発行為に際して、どのようにして遺跡を護り伝えるのかといった相反する部分を抱えており、崇高な理念と直接的な実践が求められる極めて重要な課題である。

鞠智城は、天智2(663)年、朝鮮半島における白村江の戦いに敗れた大和政権が、唐・新羅と対峙しながら、国を守るために築いた朝鮮式山城である。『続日本紀』文武2(698)年5月条に「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕い治めしむ」と記録され、初めてその名が歴史の表舞台に登場する。その後、『三代実録』によれば、元慶3(879)年に「肥後国菊池城院の兵庫の鼓が自ら鳴る」との奇怪な記録を最後に歴史の表舞台から姿を消した。鞠智城の築城や廃城の時期に関する記録はないが、初出の修理記事からすると、およそ200年余存続したと推定される。

1,300年余の昔、この地には、当時の日本を必死に守ろうと努力した人々の血と涙の跡が刻まれ、悠久の歴史の一頁として光りを放っている。この地を訪れる人々が、遺構や遺物を見るとき、往時の人々の知恵や技術に触れ、緊迫した国際情勢の中で国を守ろうとした先人たちの思いと努力を感じることは、グローバル化した現代社会で暮らす我々に古代史の謎と探求のロマンを与えてくれるものである。

その鞠智城が歴史の表舞台から姿を消した後の長い時の流れの中で、地域社会やそこで暮らす人々が文化財と共存しながら、貴重な歴史的遺産として大切に継承してきたことを認識し、さらに、長く後世の人々へと護り伝えていくことが現代を生きる我々に課せられた責務である。そのためには、これらの貴重な文化的遺産を保存管理するための理念と適切な方法、手段、そして、地域社会やそこで生活する人々の理解と協力が不可欠となる。さらに、公益性との調整を図っていくうえでは、そこにふさわしい意義を見据えていくことが大切であり、この地域が「史跡鞠智城跡」として国指定され、その歴史的価値が評価されていることの意義をしっかりと受けとめ保存管理にあたらなければならない。

第2節 保存管理計画策定の背景

開田事業や牛舎建設などの開発工事を契機として、昭和42年から始まった発掘調査により、数多くの貴重な遺構・遺物が検出されてきた。そしてこれらの調査の成果のもとに、遺跡の保存整備事業が平成6年度から始まり、米倉、八角形鼓楼、兵舎、板倉の4棟が復元され、さらに、平成14年度にはガイダンス施設としての温故創生館が、続いて長者山展望休憩所、研修施設、灰塚展望デッキ、木製散策路等が整備されるなど、鞠智城跡の核となる長者原地区の保存整備が

行われている。一方、鞠智城跡は平成 16 年 2 月 27 日付の官報告示をもって国の史跡指定を受けた。指定の範囲は山鹿市菊鹿町と菊池市木野にまたがる総面積約 64.8ha に及び、このなかには民有地が約 17ha 含まれている。

このような経緯を踏まえ、今後も発掘調査による遺構の解明と保存・復元整備によって文化財としての価値、さらには地域資源としての価値を高め、後世へと保存・継承していかなければならない。そのためには、地域住民をはじめ山鹿市、菊池市の協力が不可欠であり、保存管理の基本的方向性を定め関係者の共通した理解を得なければならない状況になってきた。そこで、国史跡指定を機に鞠智城跡の保存管理計画を策定するに至ったものである。

第2章 遺跡の概要

第1節 研究の沿革

鞠智城は、天智 2 (663) 年、朝鮮半島における白村江の戦いに敗れた大和政権が、唐・新羅の侵攻に備え、祖国を守るために築いた朝鮮式山城である。『続日本紀』の文武 2 (698) 年 5 月条に「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕い治めしむ」と記録され、初めてその名が歴史の表舞台に登場する。このような国の歴史書『六国史』に記載された古代山城の城名は、全国に 11 城が知られ、国の歴史書に記載されていない城を合わせると 29 城を数える、全国的にも貴重な遺跡である。築城そのものに関する記録は見られないが、初出の修理記事からすると、『三代実録』の元慶 3 (879) 年に「肥後国菊池城院の兵庫の鼓が自ら鳴る」という奇怪な記録を最後に歴史の表舞台から姿を消すまで、およそ 200 年余存続したと推定される。

その後、長い時の流れとともにその姿は地中深く埋没していったが、当地から出土する焼米の存在によって「米原長者の伝説」として現代まで語り継がれることとなる。

江戸時代になると多くの学者による鞠智城の旧跡を探求する動きが見られるようになり、「菊池城十八外城」で有名な渋江公正が、『菊池風土記』に『文徳実録』の「天安 2 年菊池郡不動倉 11 宇火」との記事を米原村長者屋敷に比定した。その後、八木田桃水は『桃元問答』に、「菊池一族の初代則隆以来の居城となった深川の菊之城は、鞠智城の旧跡を取りしつらひて居城としたとも考えられるが、城家の居城であった木庭城も鞠智城の旧跡」である可能性があるとして述べている。森本一瑞は、明和 9 (1772) 年『肥後国誌』に深川説を否定して、「鞠智城は兵庫や不動倉などをもった官城であるので、隈府、水島、米原の一带に跨る広大な地域を占める」とその場所の比定を行っている。しかし、明治 33 年『大日本地名辞書』の中で吉田東伍は、「鞠智城を辺地の肥後国菊池郡に求めるのは、大野城を豊後国大野郡に求めるのと同じである」として否定的な意見を述べ、昭和になると中島秀雄が「米原の要害こそ『続日本紀』文武 2 年 5 月、大野、基肄城とともに繕治された鞠智城であろう。礎石の並ぶ山、多くの礎石が出た畑、焦米が層をなして埋まっている畑、涼みヶ御所、烏ヶ城、シャカンドン、紀屋敷、宮床、馬洗淵、長者井戸などの地名がある」と大阪毎日新聞に記事を発表した。熊本地歴研究会では、基肄城を踏査して米原における遺構と比較するとともに、基肄城跡の研究者久保山善映、松尾禎作が米原に残る遺構の踏査を行い、長者の的石は朝鮮式山城の門礎石であることを確認した。

昭和 12 年には、坂本経堯が『地歴研究第 10 篇』5 号に「鞠智城址に擬せられる米原遺跡に就いて」という論文を発表し、徐々にその所在地の範囲が絞られてきた。翌 13 年には、城北村史跡顕彰会長松尾條規によって標木が建てられるなど保護顕彰の動きも見られるようになる。戦後、

昭和 28 年には、鏡山猛により、大宰府、大野城、基肆城の一環の調査として「鞠智城の調査保護計画」を作成し熊本県に陳情を行ったが実現を見なかった。その後坂本経堯は、昭和 31 年 11 月熊本史学会において「鞠智城跡について」と題して発表を行い、昭和 33 年『熊本の歴史』に鞠智城の所在地を米原に比定する記述をまとめた。

このことによって、昭和 34 年 12 月 8 日付けで熊本県教育委員会は、長者山礎石群、深迫門礎石を「伝鞠智城跡」として県史跡指定を行い、昭和 51 年 8 月 24 日「鞠智城跡」と名称を変更した。

第2節 発掘・整備・保存の沿革

昭和 42 年米原台地において畑地を水田化する大規模な開田事業が計画され多くの礎石が出土した。また、長者山西地区においても、大規模な造成工事を伴う牛舎建設が実施された。

これら一連の開発工事が、鞠智城跡における発掘調査の契機となり、乙益重隆を団長とする調査団が組織され発掘調査が実施されることとなった。この発掘調査は、昭和 44 年まで4次にわたって長者原、長者山、西側土塁線において行われ、宮野礎石の露出や長者原礎石群の全面露出、長者山の測量等を行い、多くの成果をあげ調査報告書にまとめられた。調査においては土塁線の構造に関するデータの蓄積もなされ、その結果、鞠智城においては版築工法が認められず、尾根線の削り出しによる造り出しが一般的ではないかとの所見がまとめられた。このことによって、六国史に記載されている他の朝鮮式山城と鞠智城跡が、築城にあたっての選地や立地といった地形的特徴と併せて築城技術の相異点として定説化することとなった。

その後、昭和 54 年に、遺跡内を南北に貫く市道稗方・立德線の改良工事に伴う事前調査が実施され、単弁八葉蓮華文を施した軒丸瓦が出土し朝鮮半島との技術的・文化的交流の証左として注目された。昭和 55 年には熊本県教育委員会によって上原地区の調査と宮野礎石群の全面露出がなされ、建物の規模等基礎的データの収集と全容解明に向けた発掘調査が実施された。この成果を受けて、熊本県教育委員会は昭和 56 年 11 月 11 日付けで宮野礎石群の追加指定を行った。

熊本県教育委員会による継続的な発掘調査の開始は、昭和 61 年から実施され平成 17 年度で第 27 次を数える。これまでの発掘調査及び整備事業は、以下に示すとおりその節目によって大まかに 1 期～5 期に区分することができる。

- 1 期(第 1 次～第 7 次) 昭和 42 年度に米原地区で実施された水田化事業に伴う緊急調査の実施。
(多数の礎石が出土、その後の調査成果を踏まえて伝鞠智城跡から鞠智城跡へ)
- 2 期(第 8 次～第 11 次) 昭和 61 年度から、国庫補助事業による継続的な発掘調査を実施。(調査期間は 2 ヶ月程度の短期で、調査面積も小規模。)
- 3 期(第 12 次～第 15 次) 平成 2 年度から、国庫補助事業に県の自主事業を加え、大規模な発掘調査を開始。発掘調査の通年化が始まり、著しい成果をみる。八角形建物跡の発見はこの時期であり、多くの建物跡を検出した。
- 4 期(第 16 次～第 23 次) 平成 6 年度、『鞠智城跡保存整備基本計画』(以下『第 1 次基本計画』という。)を策定し、保存整備事業と並行した発掘調査を開始した。県の自主事業に代わり国庫補助事業の大幅な増大。平成 7 年度に文化財整備係を新設し、城域内の公有地化(42ha)を進める。

平成 8 年度、『鞠智城跡長者原地区基本設計』(以下『第 1 次基本設計』という。)を策

定し、整備と遺構保存、米倉、八角形鼓楼、兵舎、板倉の建物復元の実施を行った。

平成 14 年 3 月、『第 2 次鞠智城跡保存整備基本計画』（以下『第 2 次基本計画』という。）を策定した。

5 期（第 24 次～第 27 次）平成 14 年度、歴史公園鞠智城・温故創生館がオープンし、第 2 次基本計画に基づき整備事業と併せて発掘調査を実施。平成 16 年 2 月 27 日付け官報告示により国史跡となる。

平成 16 年 3 月、『国指定史跡鞠智城跡西側土塁地区・堀切門跡地区等南部一帯基本設計』（以下『第 2 次基本設計』という。）を策定し、長者山展望休憩所、灰塚展望デッキ、木製散策路を設置する。

長者原地区を中心に実施された発掘調査による主な成果は、①城域の確定、②全国の古代山城で初となる八角形建物跡を含む総数 72 棟の建物跡の検出、③貯水池跡の発見と構造の解明、④木簡の検出があげられる。

その後の調査は、外郭線に移行し、⑤深迫門跡の遮蔽構造と登城道の検出、⑥堀切門跡の構造解明、⑦土塁の版築工法等による構造の解明という成果をあげ、鞠智城跡の総合的な解明に向け継続的に進められている。平成 6 年度より実施した保存整備事業では、鞠智城跡の最盛期の状況を表現するうえで重要な建造物であるとの考えのもとに、八角形鼓楼、米倉、兵舎、板倉の 4 棟を復元した。

ただし、八角形鼓楼については、遺構保護のために原位置をずらして復元している。

第 3 節 遺跡の利用状況

7 世紀後半の白村江の戦いの後、国家防衛のために築城された鞠智城跡も、1300 年余の長い歲月とともに人々の記憶から失われ、ただ米原長者の伝説の地として語り継がれるのみで、礎石等の遺構が往時の鞠智城と関連づけられて意識されることはまれであった。

そのような中で、六国史に記載された鞠智城跡の所在地を探求する先人の努力によって、伝鞠智城跡として県史跡指定を受けるに至った。当時は、周辺の子どもたちが焼米を取りに来る程度で、遺跡見学を目当てに来訪する人はほとんど見られなかった。その後、昭和 42 年の発掘調査の開始により徐々に遺跡の姿が明らかになるに従い周知されるようになった。特に、平成 3 年度の八角形建物跡の発見により全国的に注目され、遺構明示が行われると遺跡への関心が高まり見学者も増加傾向に転じた。平成 6 年度から熊本県教育委員会により保存整備事業が始まり、長者原地区の整備と建物の復元工事が実施され、歴史公園化が進むにつれて見学者数も増加し、平成 11 年 4 月には兵舎において発掘調査の成果である出土遺物や写真資料等を展示解説する仮展示場を開設した。入館者数は年間 4 万人を超え、遺跡への総来訪者数は 5 万人をゆうに超え新たな観光スポットとして定着した。その後、平成 14 年 4 月に古代史を学習する拠点的施設として温故創生館がオープンし、平成 15 年度には、入館者数が年間 10 万人を超えている。鞠智城跡への来訪者は、温故創生館への来館者数から推測して年間約 20 万人が見込まれるまでに増加した。来訪者の居住地としては、地元の山鹿市及び菊池市を中心に、熊本県内、さらには福岡や佐賀、大分などの九州各県からも多い。年齢層としては、壮年層が最も多く、現状としては近隣に所在する温泉地を中心とした観光地に宿泊した団体客が来訪するケースが大半を占める。次いで児童・生徒の社会科見学等の利用が多く、平日は団体客が貸切バスで来訪し、休日は家族連れなど

自家用車での来訪が多くなる傾向にある。来訪の目的は観光が最も多く、次いで古代史学習や憩いの場としての利用が考えられる。

月別入館者数 (温故創生館 平成 14～16 年度の平均)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 人数(人) | 7,947 | 13,325 | 8,316 | 7,487 | 7,578 | 9,142 | 11,210 | 11,964 | 5,210 | 4,815 | 6,561 | 8,119 | 101,674 |
| 率(%) | 7.8 | 13.1 | 8.2 | 7.4 | 7.5 | 9.0 | 11.0 | 11.8 | 5.1 | 4.7 | 6.4 | 8.0 | 100.0 |

曜日別入館者数(温故創生館 平成 14～平成 17 年7月 ※月曜日は通常休館日)

| 項目 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 見学者数(人) | 84,478 | 14,172 | 47,629 | 51,678 | 46,011 | 45,124 | 54,325 | 344,581 |
| 率(%) | 24.6 | 4.2 | 13.8 | 15.0 | 13.4 | 13.1 | 15.9 | 100 |

入館者数の推移(平成 11～13 年度 兵舎仮展示場、平成 14 年度～ 温故創生館)

| 項目 | 平成 11 年度 | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 見学者数(人) | 41,846 | 42,301 | 32,772 | 86,851 | 104,372 | 113,792 |
| 増加率(%) | 100 | 101.0 | 78.3 | 207.5 | 249.4 | 271.9 |

第3章 史跡保存管理の方針

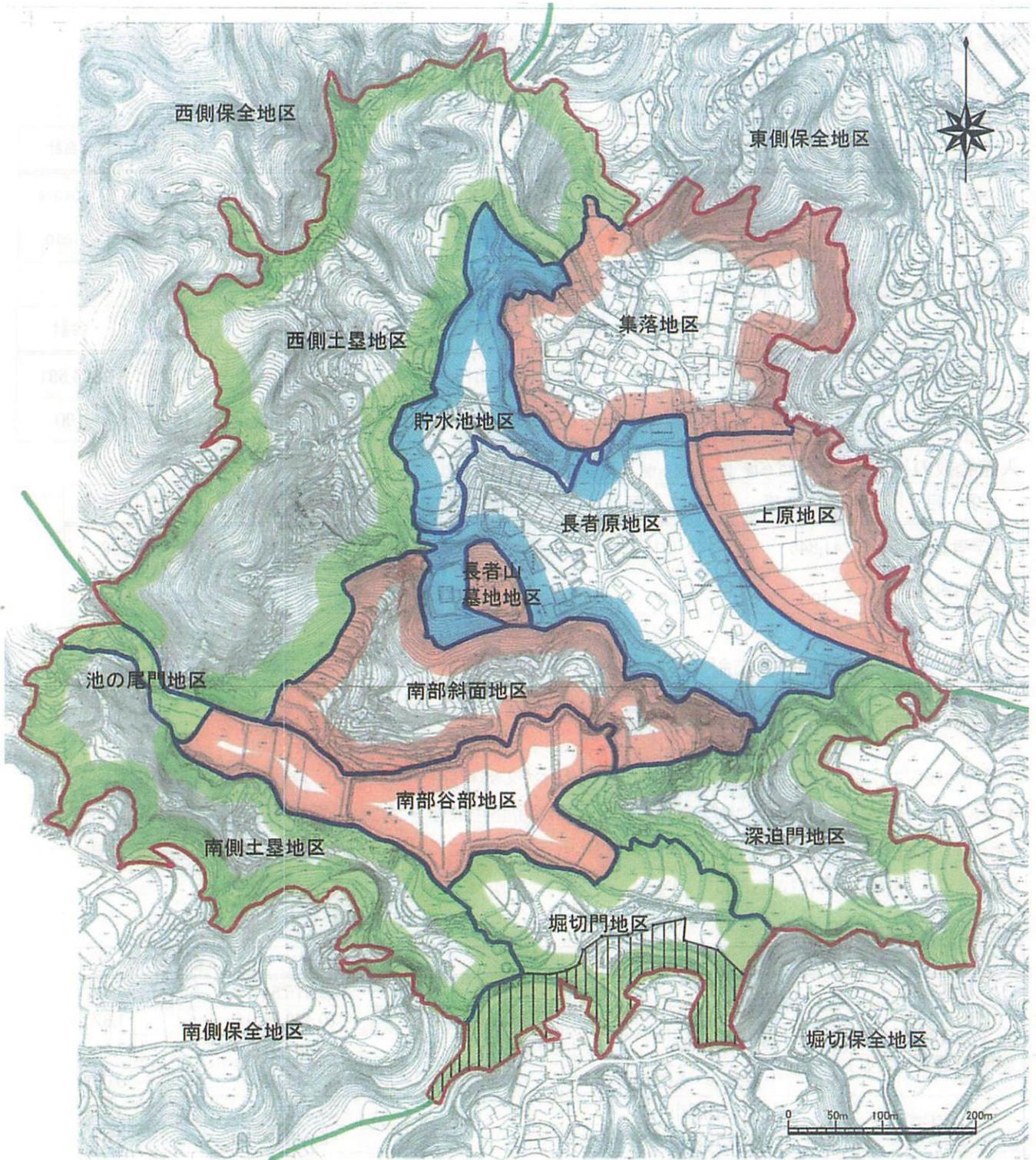
第1節 指定区域の範囲とゾーニング

鞠智城跡は、平成 16 年 2 月 27 日付け官報告示(文部科学省告示第 26 号)により国史跡の指定を受けた。その史跡指定区域の範囲は、山鹿市鞠鹿町米原・木野、菊池市木野に跨る総面積 648,021.04 m²に及ぶ広大なものである。史跡指定区域内には、民有地 169,515.54 m²と市道、農道、里道、水路、河川も含まれている。

史跡指定区域の内訳

| 項目 | 筆数 | 面積(m ²) | 割合(%) |
|-------------------|---------|---------------------|------------|
| 民有地 | 203 | 169,515.54 | 26.16 |
| 公有地 (市道・農道を含む) | 山鹿市 | 14 | 10,499.00 |
| | 熊本県 | 320 | 435,487.91 |
| | 財務省・その他 | 3 | 311.00 |
| 里道 | 山鹿市 | 28 | 24,395.11 |
| | 国土交通省 | 17 | 5,643.64 |
| 水路・河川 | 山鹿市 | 3 | 1,440.47 |
| | 国土交通省 | 2 | 728.37 |
| 合計 | 590 | 648,021.04 | 100 |

※地権者数183名、未同意地は指定地内にある墓地1筆(194 m²)



| 表示 | ゾーン名 | 地区名 |
|----|-------------------|--|
| A | 遺構復元整備 | 長者原、貯水池 |
| B | 土塁・門 | 西側土塁、池の尾門、南側土塁、堀切門、深迫門 |
| C | 農村景観保全 | 集落、上原、長者山墓地、南部斜面、南部谷部 |
| D | 道路・河川等の公共施設 | 市道稗方・立徳線、市道米原・池野線、市道下本分・堀切線、塩井川、農道、里道、水路 |
| E | 史跡景観保全 | 西側保全、南側保全、堀切保全、東側保全 |
| | 保安林指定区域 土砂崩壊防備 | |

史跡鞠智城跡保存管理計画地区区分図

国指定史跡鞠智城跡保存管理地区区分

| 表示 | ゾーン名 | 地区名 | 保存管理の基本方針 |
|----|-----------------|--|---|
| A | 遺構復元整備 | 長者原 貯水池 | 概ね整備が終了した長者原地区については、適切な保存管理と利活用の拡大に努め、貯水池跡地区については発掘調査を継続し遺構の解明を図り保存整備の措置を講じる。 |
| B | 土塁・門 | 西側土塁 池の尾門 南側土塁 堀切門 深迫門 | 土塁跡や門跡等の発掘調査を継続し遺構の解明を図り、遺構の保存・復元並びに散策路等の整備、史跡景観の保全に努める。 |
| C | 農村景観保全 | 集落 上原 長者山墓地 南部斜面 南部谷部 | 鞠智城跡の重要な景観構成要素である集落や農地、旧耕作地の地形が残る里山等の景観保全に努め、適宜、散策路等の整備を進める。 |
| D | 道路・河川等の 公共施設 | 市道稗方・立德線 市道米原・池野線 市道下本分・堀切線 塩井川 農道 里道 水路 | 現状の景観保全に努めるとともに散策路としての利用・整備、並びに、遺構保存に必要な防災措置を講じる。 |
| E | 史跡景観保全 | 西側保全 南側保全 堀切保全 東側保全 | 史跡指定地区外の保全地区を鞠智城跡の景観を恒久的に護るうえで重要な地区として位置づけ、土地所有者の理解と協力を得るよう努める。 |

第2節 管理団体の指定

熊本県は、管理団体として鞠智城跡の保存管理にあたる。

なお、鞠智城跡の保存管理の実務は、熊本県教育委員会が担当する。

第3節 地区別現状変更の方針

鞠智城跡は、眺望の開けた立地にあり、長い農耕文化の過程で形成されてきた農地や集落、外縁の里山などの農村景観と、保存整備によって創出されたなだらかな芝生広場や復元建物など、それらが一体として心地良く感じられるとともに、探求心をくすぐられる空間である。鞠智城跡を保存管理していくうえでは、このような史跡景観の構成要素をトータルで保存し継承していかなければならない。

そのような鞠智城跡を保存していくうえでの重要な措置として現状変更への対応がある。文化財保護法第125条の規定によれば、指定区域内の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、同法に基づいて文化庁長官の許可を受けなければならないと定めている。

鞠智城跡は、遺跡のもつ文化的な価値を保存し景観の保全を図ろうとする多くの方々の共通した認識によって国史跡指定が実現したものであり、遺跡を将来に亘って護り伝えていくためには現状変更に係る一定の基準を定める必要がある。

現状変更申請の対象となる事項は、指定区域内での発掘調査、保存整備、建造物の新築・増改築、土木工事、行事の開催等である。

このような現状変更申請に対しては、指定区域内に居住する人々の生活や公益性との調整を考慮した適切、且つ明確な運用基準が必要である。そこで、地形的特徴や現況における土地利用の状況、遺構の特性や連続性等を考慮した地区ごとの方針を定めることとする。

なお、史跡指定地内の公有地化されていない土地についての現状変更等の取扱いに関しては、遺構の保存と史跡景観の保全を前提とし、別途定める「現状変更運用基準」により対応する。

A 遺構復元整備ゾーン

長者原地区と貯水池地区からなる。

長者原地区は、昭和42年から開始された発掘調査によって多くの建物跡が検出された地区である。中でも、2棟の八角形建物跡は国内の古代山城から初の発見であり、朝鮮半島にある二聖山城との技術的・文化的類似性が指摘されている。復元整備にあたっては、最盛期の状況を表現するうえで重要な建造物を選定し、この基本的な考え方のもとに八角形鼓楼、米倉、兵舎、板倉が復元された。したがって、その重要性に鑑みて将来にわたり保存管理するものである。

貯水池地区は、古代山城鞠智城に係る重要な遺構が存在する地区であり、発掘調査の継続的な実施による調査研究が必要な地区であり、多くの遺物や遺構が発見されている。

長者原地区

鞠智城跡において多くの建物遺構の集中する中心的な地区である。中でも、全国の古代山城では初の八角形建物跡2棟が発見されている。

① 現状変更

この地区は重要な遺構が集中する地区であることから調査研究、保存整備及び活用以外の現状変更は実施しない。

② 公有化

平成6年度から実施した公有化によって、史跡指定地内においては終了している。

③ 発掘調査

この地区における発掘調査は、概ね平成9年度までに終了している。

④ 保存整備・活用

これまでの発掘調査の成果に基づき策定された『第2次基本計画』により、遺構の復元等の整備事業を実施し活用を図る。

貯水池地区

平成9年度の発掘調査において国内の古代山城で初めて貯水池跡が発見された。「秦人忍^米五斗」と墨書された木簡をはじめとして、建築材を保管した貯木場跡、水汲み場と考えられる木組遺構、堰堤跡、取水口など貴重な遺物や遺構が発見されている。

① 現状変更

調査研究、保存整備及び活用以外の現状変更は実施しない。ただし、公有化されていない一部の土地については、遺跡の保存、景観の保全等に影響を及ぼさないよう指導するものとする。

② 公有化

平成6年度から実施した公有化によって、一部を除き終了している。将来的には状況に応じて地区全体の公有化を図るものとする。

③ 発掘調査

『第2次基本計画』に掲げた年次計画に従って発掘調査を実施する。

④ 保存整備・活用

発掘調査の成果に基づき、遺構の保存に係る措置を講じるとともに、『第2次基本計画』に基づき、必要に応じた整備事業を実施し活用を図る。

B 土塁・門ゾーン

池の尾門地区から北側へ延びる西側土塁地区と東側へ延びる南側土塁地区、堀切門地区、深迫門地区からなる。史跡の中央に位置する長者原地区を拠点に見学者の動線を拡大するゾーンとして、継続的な発掘調査と保存整備を進める。

西側土塁地区

池の尾門跡から米原集落北部へ続く尾根線及びその周辺斜面地で、灰塚、涼みヶ御所、シャカンドンなどや北の門礎及び水門推定地が含まれる。平成15年度の発掘調査によって版築による土塁遺構の存在が明らかになるなど土塁構造の解明が進んでいる。

① 現状変更

調査研究、保存整備及び活用以外の現状変更は実施しない。ただし、公有化されていない一部の土地については、遺跡の保存、景観に影響を及ぼさないよう指導するものとする。

② 公有化

平成6年度から実施した公有化によって、一部を除き終了している。将来的には状況に応じて地区全体の公有化を図るものとする。

③ 発掘調査

この地区における、発掘調査は平成15年度までに一部実施している。今後の調査研究の進展に伴い、必要があれば実施する。

④ 保存整備・活用

発掘調査の成果に基づき、遺構の保存に係る措置を講じるとともに、『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、必要に応じた整備を実施し活用を図る。

池の尾門地区

鞠智城跡の西端部に位置する池の尾門跡を中心とする地区。外縁域にあたる大門へと続く古道に繋がる。

① 現状変更

調査研究、保存整備及び活用以外の現状変更は実施しない。

② 公有化

平成6年度から実施した公有化によって、既に公有地化が終了している。

③ 発掘調査

この地区における、発掘調査は平成16、17年度までに一部実施している。今後の調査研究の進展に伴い、必要があれば実施する。

④ 保存整備・活用

発掘調査の成果に基づき、遺構の保存に係る措置を講じるとともに、『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、必要に応じた整備事業を実施し活用を図る。

南側土塁地区

堀切門跡から池の尾門跡までの崖線と瘦馬の背中のような尾根が連なる土塁線であり、平成13年度の発掘調査により版築による土塁遺構の存在が明らかになっている。

① 現状変更

調査研究、保存整備及び活用以外の現状変更は実施しない。

② 公有化

平成6年度から実施した公有化によって、既に終了している。

③ 発掘調査

この地区における発掘調査は、平成13年度までに一部実施している。今後の調査研究の進展に伴い、必要があれば実施する。

④ 保存整備・活用

発掘調査の成果に基づき、遺構の保存に係る措置を講じるとともに、『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、必要に応じた整備を実施し活用を図る。

堀切門地区

鞠智城跡の南端部に位置する堀切門跡を中心とする地区。従来から正門と考えられ平成12年度の発掘調査によって門の原位置と登城道や城壁などが検出されている。一部に保安林が存在する。

① 現状変更

調査研究、保存整備及び活用以外の現状変更は実施しない。ただし、保安林に必要な措置については認める。

② 公有化

平成6年度から実施した公有化によって、既に終了している。

③ 発掘調査

この地区における発掘調査は、平成10～13年度までに概ね終了しているが、今後の調査研

究の進展に伴い、必要があれば実施する。

④ 保存整備・活用

発掘調査の成果に基づき、遺構の保存に係る措置を講じるとともに、『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、必要に応じた整備事業を実施し活用を図る。

深迫門地区

鞠智城跡の南東部に位置する深迫門跡を中心とした馬こかしの石垣、三枝の石垣を含む地区。平成6年度の発掘調査によって、谷部を閉じるように構築された版築土塁や登城道などが検出されている。

① 現状変更

調査研究、保存整備及び活用以外の現状変更は実施しない。ただし、公有化されていない一部の土地については、遺跡の保存、景観に影響を及ぼさないよう指導するものとする。

② 公有化

平成6年度から実施した公有化によって、一部を除き終了している。将来的には状況に応じて地区全体の公有化を図るものとする。

③ 発掘調査

この地区における発掘調査は、平成6年度までに一部実施している。今後の調査研究の進展に伴い必要があれば実施する。

④ 保存整備・活用

発掘調査の成果に基づき、遺構の保存に係る措置を講じるとともに、『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、必要に応じた整備事業を実施し活用を図る。

C 農村景観保全ゾーン

鞠智城跡の重要な景観構成要素である集落や農地、旧耕作地の地形が残る里山等であり、集落地区、上原地区、南部斜面地区、南部谷部地区からなる。

集落地区、上原地区は、重要な遺構が存在するか、もしくは存在する可能性が指摘される場所を含んでおり、遺跡、景観を保存・保全する必要がある地区である。このゾーンにおける現状変更の方針としては、当該地に居住する人々や土地所有者の生活・生業や公共・公益性との調整を図りながら措置を講じるものとする。

南部斜面地区、南部谷部地区は、保存の対象となる遺構等が現状では検出されていないが、必要に応じて発掘調査を行い保存整備と景観保全の措置を実施する。

なお、上原地区や南部谷部地区については、農地としての土地利用形態の変化に伴う土地の公有化が発生した場合には、地区の保存管理方針の見直しが必要になることも考えられる。

集落地区

鞠智城跡の一角に位置する米原集落地区である。民家の裏庭などに礎石が散見される。紀屋敷(マツヤヅキ)といった地名も残る。

① 現状変更

遺構の保存と集落景観の保全を前提としながら、集落に居住する人々の生活に必要な現状変更については、別途定める「現状変更運用基準」により対応する。

② 公有化

原則として公有化はしないが、申し出があれば対応する。

③ 発掘調査

家屋の増改築など現状を変更する土木工事等の施工にあたっては、事前に協議のうえ速やかに実施する。

④ 保存整備・活用

調査の結果、特に重要な遺構等が発見された場合は、地元との合意のうえ必要に応じて保存する。また、必要があれば用地購入のうえ整備を実施し活用を図る。

上原地区

台^{うてな}地地区総合土地改良事業により圃場整備が行われた営農地区である。以前の発掘調査により複数の掘立柱建物跡が検出されているが、隣接する長者原地区と比較すると遺構の分布密度は極めて低い。

① 現状変更

遺構及び景観の保存・保全を必要とする地区である。通常の営農活動のうちで、圃場の維持管理や既存の水道施設の管理に必要なものについては、景観を含めて遺跡の保存に影響を及ぼさないよう配慮して実施する。

② 公有化

農地としての継続的な利用が見込めない場合が発生したときは、申し出があれば対処する。ただし、施策開田をしているので当分の間は見合わせる。

③ 発掘調査

既存の水道施設の管理に必要なもので土木工事を伴う行為を行う場合は、事前に協議のうえ、速やかに実施する。

④ 保存整備・活用

遺跡全体にふさわしい農村景観を保全するよう留意する。

長者山墓地地区

米原地区の共同墓地である。昭和 42 年から開始された発掘調査によって 4 棟の礎石建物跡が検出され、周辺からは多量の炭化米と瓦が出土している地区である。

① 現状変更

原則として個人の墓の建て替えに係る現状変更以外には行わないよう協力を求める。

② 公有化

原則として公有化はしないが、申し出があれば対処する。

③ 発掘調査

墓の建て替えに係る土木工事等が実施される場合は、事前に協議のうえ必要があれば速やかに実施する。

④ 保存整備・活用

遺跡全体にふさわしい景観を保全するよう留意し、地元と協議のうえ遺跡保存、景観保全上必要な整備については実施し活用を図る。

南部斜面地区

長者原地区の南側斜面部に位置する。現時点においては、遺構等は検出されていない。

① 現状変更

調査研究、保存整備及び活用以外の現状変更は実施しない。ただし、公有化していない一部の土地については、遺跡の保存、景観に影響を及ぼさないよう指導するものとする。

② 公有化

平成6年度から実施した公有化によって、一部を除き終了している。

③ 発掘調査

必要に応じて実施する。

④ 保存整備・活用

現状の斜面地形と草本を主体とする植生が構成する景観を保全しながら、必要に応じて散策路等の整備事業を実施し活用を図る。

南部谷部地区

長者原地区と南側土墨地区に挟まれた谷地形で、道路、水路等を含む圃場整備が終了した営農地である。

① 現状変更

景観の保存・保全を行う地区である。通常の営農活動のほかで、圃場の維持管理に必要なものについては、景観を含めた遺跡の保存に影響を及ぼさないよう配慮して実施する。

② 公有化

営農地としての維持を原則とするが、農地として継続的な利用が見込めない場合が発生したときは、申し出があれば対処する。

③ 発掘調査

必要に応じて実施する。

④ 保存整備・活用

農地景観を史跡にふさわしい状態で維持するよう留意しながら、必要に応じて散策路等の整備事業を実施し活用を図る。

D 道路・河川等の公共施設

史跡の北東側に市道稗方・立徳線、南側に市道下本分・堀切線と市道米原・池野線、及び塩井川があり、この他にも農道、里道、水路等の公共施設が存在する。ただし、農村景観保全ゾーンに含まれる部分を除く。

① 現状変更

道路・河川等の公共施設については現状における景観の保全を前提としながら、史跡景観に影響を及ぼす状況が発生した場合には公共施設の管理者と協議し改善に努める。

② 公有化

公有化が終了している。

③ 発掘調査

公共施設の改築・修繕等の申し出が管理者からあった場合、協議のうえ発掘調査を行う。

④ 保存整備・活用

史跡にふさわしい景観を保全するよう留意するとともに、見学者の利便性に配慮しながら、現況での農道及び里道等を散策路として利活用を図るために、周辺等の除草作業等の環境整備を実施する。また、必要に応じて散策路等の整備事業を実施しさらに活用を図る。

E 史跡景観保全ゾーン

内城区域の外側をとりまく地区で斜面からなり、史跡外であるが樹林に囲まれた米原台地を形

成する一つのまとまりとして捉えられる。このことから当該地区は、鞠智城跡のもつ眺望の開けた立地と外縁の里山などの農村景観といった重要な構成要素を有し、史跡景観を保存するうえでは特に重要なゾーンとして捉えられる。西・北は内城を画する尾根線から派生する複雑な支尾根と谷地形の傾斜地が存在し、南・東は急崖地となっている。

公有化していない区域であり、整備事業は実施せず関係者の協力を得ながら史跡景観の保全を図る地区である。

西側保全地区

当該地区は、西側土塁地区の西側にあたり山鹿市に位置する初田川までの山林、集落、営農地である。

① 景観保全に関する基本的な考え方

山城の築城適地となった自然地形や長い農耕文化の過程で形成されてきた外縁の里山などの景観等を有する重要な地区として認識し、これらの自然環境を保全し、史跡と一体として後世に継承していくため、当該地区における開発行為の抑制等を関係者に働きかける。

② 公有化

原則として公有化はしない。

③ 発掘調査

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であり、関連する道路など遺構等の存在が予測される重要な場所である。そのため、鞠智城跡に関する基礎的なデータの収集を図るため、地元関係者の協力を得ながら踏査や聞き取り調査等を含めた総合的な学術調査の実施に努めるものとする。

また、当該地において計画される種々の公共工事等の施工にあたっては、関係機関や地元自治体と連携を取りながら、事前に発掘調査を実施し、基礎的なデータの収集に努める。

④ 保存整備・活用

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であることを認識し、史跡にふさわしい景観を保全するよう協力を求める。

南側保全地区

南側土塁地区の南側にあたり山鹿市に位置する黒蛭集落と堀切集落をつなぐ市道までの山林、集落、営農地である。

① 景観保全に関する基本的な考え方

山城の築城適地となった自然地形や長い農耕文化の過程で形成されてきた外縁の里山などの景観等を有する重要な地区として認識し、これらの自然環境を保全し、史跡と一体として後世に継承していくため、当該地区における開発行為の抑制等を関係者に働きかける。

② 公有化

原則として公有化はしない。

③ 発掘調査

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であり、関連する道路など遺構等の存在が予測される重要な場所である。そのため、鞠智城跡に関する基礎的なデータの収集を図るため、地元関係者の協力を得ながら踏査や聞き取り調査等を含めた総合的な学術調査の実施に努めるものとする。

また、当該地において計画される種々の公共工事等の施工にあたっては、関係機関や地元自

治体と連携を取りながら、事前に発掘調査を実施し、基礎的なデータの収集に努める。

④ 保存整備・活用

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であることを認識し、史跡にふさわしい景観を保全するよう協力を求める。

堀切保全地区

堀切門地区、深迫門地区の南東側にあたり菊池市に位置する豊水川^{もつみづ}までの集落、山林、営農地である。堀切集落の急崖地は保安林（土砂崩壊防備）に指定されている。

① 景観保全に関する基本的な考え方

山城の築城適地となった自然地形や長い農耕文化の過程で形成されてきた外縁の里山などの景観等を有する重要な地区として認識し、これらの自然環境を保全し、史跡と一体として後世に継承していくため、当該地区における開発行為の抑制等を関係者に働きかける。

② 公有化

原則として公有化はしない。

③ 発掘調査

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であり、関連する道路など遺構等の存在が予測される重要な場所である。そのため、鞠智城跡に関する基礎的なデータの収集を図るため、地元関係者の協力を得ながら踏査や聞き取り調査等を含めた総合的な学術調査の実施に努めるものとする。

また、当該地において計画される種々の公共工事等の施工にあたっては、関係機関や地元自治体と連携を取りながら、事前に発掘調査を実施し、基礎的なデータの収集に努める。

④ 保存整備・活用

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であることを認識し、保存整備・活用の観点から史跡にふさわしい景観を保全するよう協力を求める。

東側保全地区

集落地区、上原地区の東側にあたり山鹿市に位置する木山集落と稗方集落をつなぐ市道までの山林、集落、営農地である。

① 景観保全に関する基本的な考え方

山城の築城適地となった自然地形や長い農耕文化の過程で形成されてきた外縁の里山などの景観等を有する重要な地区として認識し、これらの自然環境を保全し、史跡と一体として後世に継承していくため、当該地区における開発行為の抑制等を関係者に働きかける。

② 公有化

原則として公有化はしない。

③ 発掘調査

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であり、関連する道路など遺構等の存在が予測される重要な場所である。そのため、鞠智城跡に関する基礎的なデータの収集を図るため、地元関係者の協力を得ながら踏査や聞き取り調査等を含めた総合的な学術調査の実施に努めるものとする。

また、当該地において計画される種々の公共工事等の施工にあたっては、関係機関や地元自治体と連携を取りながら、事前に発掘調査を実施し、基礎的なデータの収集に努める。

④ 保存整備・活用

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であることを認識し、保存整備・活用の観点から史跡にふさわしい景観を保全するよう協力を求める。

第4節 史跡の公有化

① 史跡指定区域内

史跡指定区域内で公有化していない土地がある西側土塁地区、貯水池地区、南部斜面地区、深迫門地区については、状況に応じ公有化を図るものとする。その他の集落地区、上原地区、長者山墓地地区、南部谷部地区は、地元住民の生活、生業に密接に関わるところであることから、当面公有化しないものとする。ただし、土地所有者から申し出があった場合には対処するものとする。

② 史跡指定区域外

史跡指定区域外の史跡景観保全ゾーンは原則として公有化せず、山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域であることを認識し、史跡にふさわしい景観を保全するよう関係者の協力を求めるものとする。

第5節 史跡の保存管理と防災

鞠智城跡のもつ史跡景観は、眺望の開けた立地にあり、長い農耕文化の過程で形成されてきた農地や集落、外縁の里山などの農村景観と、保存整備によって創出されたなだらかな芝生広場や復元建物など、それらが一体として心地良く感じられるとともに、探求心をくすぐられる空間である。特に、長者原地区の復元整備にあたっては、最盛期の状況を表現するうえで重要な建造物を選定し、この基本的な考え方のもとに八角形鼓楼、米倉、兵舎、板倉が復元された。そのため、その重要性に鑑みて将来にわたり保存管理する必要がある。

鞠智城跡を保存管理していくうえでは、このような構成要素をトータルで保存し継承し、史跡景観に配慮した地形・地物の維持管理を行う。

従って、史跡の維持管理にあたっては、災害によって遺構並びに復元建物が損壊することのないように措置を講じるものとし、災害が発生した場合には発掘調査等の知見に基づき史跡景観に配慮した工法で復旧する。

第4章 史跡の利活用と将来への展望

第1節 史跡の将来像と地域づくり

熊本県総合計画「パートナーシップ 21 くまもと」では山鹿・鹿本地域のめざす方向を「歴史浪漫の郷づくり」としており、菊池川流域の自然や歴史文化を地域住民の誇りにするとともに、これらを活かしながら地域内外との交流を図っている。鞠智城跡は地域活性化の拠点、あるいは古代文化の情報発信基地として地域づくりに貢献し、地域住民に親しまれ愛される史跡を目指してさらなる利活用の促進を図るものである。

第2節 史跡の復元整備

昭和42年から継続的に実施されてきた発掘調査によって、これまでに72棟の建物跡を含めて多くの遺構が検出され、鞠智城跡に関する貴重な資料やデータが蓄積されている。従って、『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、遺構の復元等の整備事業を実施する。

① 遺構の復元

これまでの調査成果に基づき進められる研究成果を踏えて、全盛期における建物跡や土塁、城門跡、景観等の復元整備を実施することで鞠智城跡の史跡としての価値を高める。

その結果、来訪者は復元整備によって創出された全盛期の鞠智城を、より身近なものとして実感することが可能となる。そのためにも、鞠智城跡を構成する多くの遺構や景観等を、保存・復元・整備し広く一般に公開することが望ましい。ただし、その際、長い時間の経過から現代において本来遺跡そのものが持ち得ていた価値や姿を、完全な形で復元することは極めて困難である。そこで、来訪者にとってより具体的で解りやすく、イメージしやすい空間を目指して整備を進め、古代文化の情報発信基地として地域づくりに貢献し、地域住民に親しまれ愛される史跡として、あるいは古代史を学べる野外学習の場として利活用を図る。そのために、来訪者自身が遺跡が形成された往時の姿を想像する際のサポート的手段として、地形の復元と併せて遺跡を特徴づける建物の復元を行うことは有効な方法であると考えられる。

② 散策路

鞠智城跡は、周囲約 3.5 km に及ぶ土塁線と崖線で囲まれ、史跡指定地は総面積約 64.8ha と広大な面積を有し、その地形は起伏に富み、各地区に多くの遺構が存在する。

これまで、来訪者の動線の拠点となる温故創生館や建物跡が集中する長者原地区を中心に整備を進めてきた。そのため、現在、来訪者の多くは長者原地区を中心に散策している。そこで、『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、土塁線や門跡などの多くの遺構の見学や自然観察、あるいは健康維持・増進等を目的とした来訪者の多様な利用に対し、史跡景観に配慮した散策路の整備を進める。その際に、現況の町道や農道、里道等を活用し、来訪者のニーズに合わせたコースの選択が可能となるよう設定する。

③ 休養・便益施設

散策路の整備に伴って動線が広範囲に拡大され、滞在時間も長時間化することが予測される。そのため、『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、遺跡の保存と史跡景観の保全に配慮しながら、広場、便所、休憩所、ベンチ等を整備する。

④ サイン

来訪者への情報提供の充実を図るため、サイン施設を整備する必要がある。そのため、鞠智城跡の全体概要を説明する案内板や遺構の解説板、散策路の誘導サインとなる道標等を整備し、来訪者が利用しやすい環境を整える。その際、遺跡の保存と史跡景観の保全に配慮しながら整備を実施する。

第3節 史跡の利活用

『第2次基本計画』並びに『第2次基本設計』に基づき、遺構の復元、散策路、休養・便益施設、サイン施設の整備等を実施することで、鞠智城が築かれた時代を体感しながら、歴史・文化を学ぶことができる。また、自然観察、あるいは健康維持・増進等といった来訪者の多様な目的に合わせた利活用も考えられる。このような鞠智城跡が地域住民の誇りとして後世まで保存・継承されていくためには、鞠智城跡がより多くの方に周知され、地域づくりに貢献する史跡とならなければならない。

そのため、鞠智城跡の活用が地域づくりの拠点となるよう、学校教育や生涯学習の場の提供、あるいは地域の歴史と文化を体験できる「知的観光資源」として幅広く来訪者を受け入れるなど、

灰塚展望施設

池の尾門跡

長者山休憩施設

馬こかしの石垣

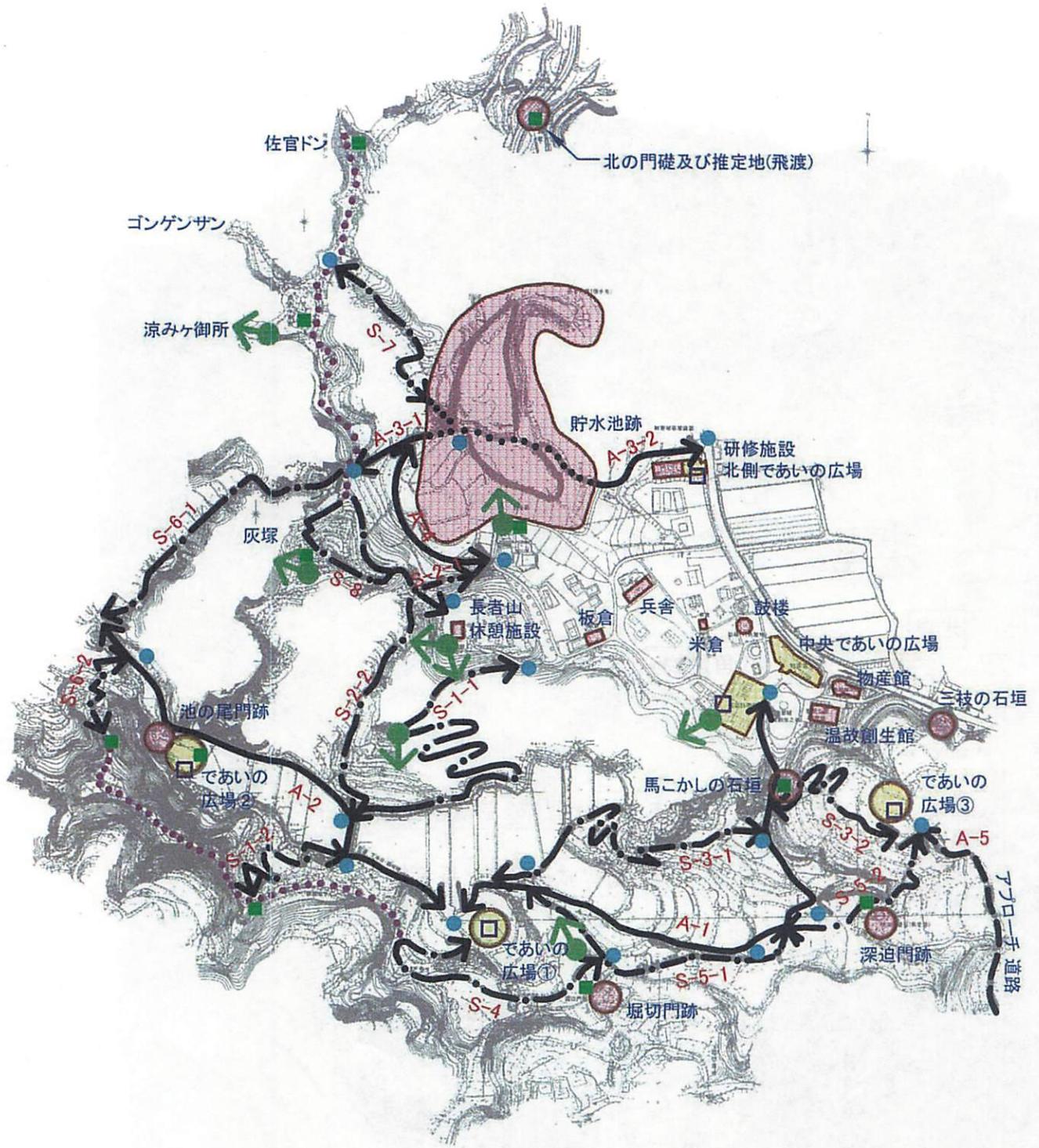
堀切門跡

深迫門跡





史跡鞠智城跡保存整備鳥瞰図



史跡の復元整備計画図

| 表示 | 名称 |
|----|----------|
| □ | 案内板 |
| ■ | 解説板 |
| ○ | 名称板 |
| ● | 道標 |
| ➡ | 視点場、眺望方向 |
| ↔ | 散策路 |

さまざまな利活用が図られるように努めるものとする。

第5章 今後の課題

第1節 史跡の公有化

史跡景観を永く後世に護り伝えていくためには、公有化し保存・管理を適切に実施していくことが望ましい。そのため、今後、西側土塁地区の北端にあたる北の門礎及び水門推定地の一帯と貯水池地区の長者井戸の一帯、及び南部斜面地区の山林、並びに深迫門地区の「三枝の石垣」の一帯の山林については、条件が整い次第計画的に公有化することが望ましいと考えられる。従って、地元関係者の理解を得ながら、状況に応じて公有化を進めるものとする。

第2節 発掘調査の実施及び調査研究

昭和42年から開始された発掘調査は、平成17年度で第27次を数え、平成2年度以降の第3期（第12次～第15次）では土塁線及び崖線によって圍繞される城域の確定を行った。

発掘調査は、平坦部が卓越する長者原地区に絞って実施した。このことは、第2期（第8次～第11次）、第3期（第12次～第15次）において、多くの建物跡が検出され、徐々に調査範囲を拡大したからである。第4期（第16次～第23次）からは、谷部において貯水池跡が発見され、発掘調査は建物遺構から貯水池跡へ移行した。その後、鞠智城跡全体を解明するうえで重要な地区である土塁線及び門跡の調査を随時実施している。

貯水池跡では、平成12年度に堰堤遺構を検出した。広範囲に及ぶ水成堆積物の存在から推定される貯水池全体の構造解明が必要となり、池頭から池尻までの比高差を考慮するならば、複数の堰堤がなければ貯水池を維持することはできないものと考えられる。また、谷部の遮蔽する構造がなければ圍繞されないこととなる。これらの点から今後、『第2次基本計画』に掲げた調査・研究に関する基本方針に基づき発掘調査を実施し、また、これまで得られた資料や情報を整理しながら新たに設定された研究課題の解明に向けた取り組みを行うことで、鞠智城の果たした役割や性格、あるいは具体的な内容といった史跡全体の構造解明を進めていかなければならない。

また、発掘調査は長期間に及ぶことから、調査期間中における遺構や遺物の保存が緊急の課題となっている。遺跡の保存に適した手法・工法等の調査・研究を進め早急な措置を講じる必要がある。発掘調査は継続的に実施されることから、収蔵される遺物量は年々増加する。そのため、資料の保管・管理に必要な施設を拡充し、実態に即して充実させる必要がある。

鞠智城跡を保存・継承していくうえでは、遺跡に関する情報の開示による周知が不可欠であり、多くの発掘調査成果に基づく調査研究の推進によって、鞠智城跡の全容を解明するとともに、地域をはじめ広く内外への情報提供等に活用していくことが望ましい。

第3節 農村景観の保全

史跡内には集落や農地、墓地など約17haの民有地がある。これらは地元住民の生活・生業の場であるとともに、長い農耕文化の過程で形成された農村景観として、史跡景観の重要な構成要素である。このような農村景観を保全し、全体としての史跡景観を永く後世に護り伝えていくために指定区域内に居住する人々の生活や公益性との調整を図る必要がある。そのため、地元住民との緊密な協力関係を維持していく必要がある。

第4節 史跡景観の保全

山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域である史跡景観保全ゾーンは史跡指定地外であるが、城域の外郭の構造を形成する重要な地区であることから、史跡景観に影響を及ぼすような地形の改変や大規模建造物の建設などの抑制に関して、関係者の理解と協力を得るよう努める必要がある。

第5節 追加指定

今後、鞠智城跡のもつ史跡景観を永く後世へと護り伝え、適切に保存・管理を実施しながら恒久的な保全措置を図っていく必要がある。そのためには、長者原地区にある未指定地についても地元及び土地所有者の理解と協力を得て追加指定を目指すものとする。また、山城の築城適地となった自然地形や景観等一体をなす地域として、史跡指定地外である史跡景観保全ゾーンにおいても、城域の外郭構造を形成する重要な地区であることを深く認識し、必要に応じて調査研究を実施するとともに、その環境の保全に努めていかなければならない。特に、当該地域は、阿蘇溶結凝灰岩を基盤とし、史跡周辺においても真砂土の採掘が実施された箇所もあることから、史跡及び周辺における史跡景観の構成要素を保全していくためには、史跡範囲の追加指定が望ましいものと考えられる。

史跡鞠智城跡
保存管理計画書

平成18年3月

発行 熊本県教育委員会
熊本市水前寺6丁目18-1

印刷 株式会社トライ
鹿本郡植木町味取373-1

この電子書籍は、史跡鞠智城跡保存管理計画書 を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会と図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：史跡鞠智城跡保存管理計画書

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

電話： 096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦 2024 年 7 月 20 日